

令和4年1月11日

住宅局参事官（建築企画担当）付

エレベーターへの二重ブレーキの設置率は29%

～二重ブレーキの設置状況を調査～

国土交通省では、平成29年度より建築基準法第12条第3項に基づく定期検査報告が行われたエレベーターを対象に、二重ブレーキの設置状況を調査しております。令和2年度に定期検査報告が行われた約74万台のうち、29%にあたる約22万台のエレベーターで二重ブレーキが設置されていました。

1. 背景

エレベーターの戸が開いたままかごが昇降し、利用者が乗場の戸の枠とかごの間に挟まれる事故を防ぐため、改正建築基準法施行令が施行された平成21年9月28日以降に設置されたエレベーターには、二重ブレーキの設置が義務づけられています。

一方、平成21年9月28日より前に設置されたエレベーターは、全面的な撤去・新設を行うまでは二重ブレーキの設置義務はありませんが、安全性確保のため、建物の所有者・管理者向けのリーフレット（別添1）により、設置を促進するとともに、定期的に設置状況の調査を行っているところです。

2. 調査結果の概要

（ ）は、前年度からの増減

(1) 定期検査報告が行われたエレベーター（令和2年度報告分：別紙1参照）

調査対象	エレベーター台数	二重ブレーキ設置台数	うち任意設置※1	設置率
定期検査報告	741,012台 (+23,592台)	216,880台 (+27,937台)	53,334台 (+9,040台)	29.3% (+3.0%)

(2) 中央官庁の庁舎等のエレベーター（令和3年4月1日時点：別紙2、3参照）

調査対象	エレベーター台数	二重ブレーキ設置台数	うち任意設置※1	設置率
中央官庁の庁舎	356台 (+1台)	125台 (+10台)	55台 (+9台)	35.1% (+2.7%)
国会の施設※2	106台 (±0台)	16台 (+1台)	9台 (±0台)	15.1% (+0.9%)
地方公共団体の本庁舎	3,424台 (+116台)	1,815台 (+264台)	521台 (+110台)	53.0% (+6.1%)

※1 改修により任意で二重ブレーキが設置されたものの台数

※2 本館、分館、別館及び議員会館

3. 支援措置

防災・安全交付金等において、既設エレベーターの二重ブレーキの設置等に対する財政支援を行っています。今般、令和4年度当初予算案が閣議決定され、二重ブレーキの設置等に対する補助対象限度額の引き上げや、補助対象に避難場所等の閉じ込め防止と機能継続性の向上を図る工事を追加することとしています。（別添2参照）

問い合わせ先 国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付 池町（39-513）、渡邊（39-576）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8126 FAX 03-5253-1630

戸開走行保護装置設置状況調査結果（令和2年度に定期検査報告が行われたエレベーター）

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置*台数 (C)	設置率 (B/A)
01北海道	北海道	4,985	1,395	85	28.0%
01北海道	札幌市	18,911	4,532	1,067	24.0%
01北海道	函館市	1,258	329	77	26.2%
01北海道	旭川市	1,481	372	54	25.1%
01北海道	小樽市	710	140	41	19.7%
01北海道	室蘭市	340	68	1	20.0%
01北海道	釧路市	632	149	35	23.6%
01北海道	帯広市	689	161	8	23.4%
01北海道	北見市	438	120	21	27.4%
01北海道	苫小牧市	502	142	37	28.3%
01北海道	江別市	427	108	38	25.3%
01北海道 集計		30,373	7,516	1,464	24.7%
02青森県	青森県	939	278	32	29.6%
02青森県	青森市	969	272	74	28.1%
02青森県	弘前市	573	150	0	26.2%
02青森県	八戸市	608	164	46	27.0%
02青森県 集計		3,089	864	152	28.0%
03岩手県	岩手県	1,847	780	120	42.2%
03岩手県	盛岡市	1,553	435	156	28.0%
03岩手県 集計		3,400	1,215	276	35.7%
04宮城県	宮城県	1,814	715	81	39.4%
04宮城県	仙台市	9,296	2,104	572	22.6%
04宮城県	石巻市	276	120	21	43.5%
04宮城県	塩竈市	154	41	11	26.6%
04宮城県	大崎市	227	55	8	24.2%
04宮城県 集計		11,767	3,035	693	25.8%
05秋田県	秋田県	986	301	17	30.5%
05秋田県	秋田市	1,095	322	110	29.4%
05秋田県	横手市	126	29	4	23.0%
05秋田県 集計		2,207	652	131	29.5%
06山形県	山形県	1,732	558	102	32.2%
06山形県	山形市	1,015	269	1	26.5%
06山形県 集計		2,747	827	103	30.1%
07福島県	福島県	1,993	623	97	31.3%
07福島県	福島市	1,082	324	106	29.9%
07福島県	郡山市	1,161	297	92	25.6%
07福島県	いわき市	774	246	61	31.8%
07福島県 集計		5,010	1,490	356	29.7%
08茨城県	茨城県	2,901	891	148	30.7%
08茨城県	水戸市	1,369	369	85	27.0%
08茨城県	日立市	583	206	50	35.3%
08茨城県	土浦市	606	166	49	27.4%
08茨城県	古河市	313	113	16	36.1%
08茨城県	高萩市	65	17	2	26.2%
08茨城県	北茨城市	70	19	1	27.1%
08茨城県	取手市	348	139	50	39.9%
08茨城県	つくば市	1,560	492	131	31.5%
08茨城県	ひたちなか市	354	126	31	35.6%
08茨城県 集計		8,169	2,538	563	31.1%
09栃木県	栃木県	1,090	324	30	29.7%
09栃木県	宇都宮市	2,386	524	117	22.0%
09栃木県	足利市	395	87	23	22.0%
09栃木県	栃木市	222	71	10	32.0%
09栃木県	佐野市	231	57	9	24.7%
09栃木県	鹿沼市	146	52	6	35.6%
09栃木県	日光市	391	76	26	19.4%
09栃木県	小山市	468	136	26	29.1%
09栃木県	大田原市	162	44	5	27.2%
09栃木県	那須塩原市	270	70	13	25.9%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置※台数 (C)	設置率 (B/A)
09栃木県 集計		5,761	1,441	265	25.0%
10群馬県	群馬県	1,649	461	114	28.0%
10群馬県	前橋市	1,188	308	60	25.9%
10群馬県	高崎市	1,369	401	133	29.3%
10群馬県	桐生市	244	56	13	23.0%
10群馬県	伊勢崎市	383	110	15	28.7%
10群馬県	太田市	469	146	3	31.1%
10群馬県	館林市	186	62	4	33.3%
10群馬県 集計		5,488	1,544	342	28.1%
11埼玉県	埼玉県	11,286	3,811	758	33.8%
11埼玉県	川口市	3,087	877	196	28.4%
11埼玉県	さいたま市	7,300	2,331	478	31.9%
11埼玉県	川越市	1,441	488	96	33.9%
11埼玉県	所沢市	1,445	472	159	32.7%
11埼玉県	越谷市	1,379	440	71	31.9%
11埼玉県	上尾市	650	272	40	41.8%
11埼玉県	草加市	978	309	57	31.6%
11埼玉県	春日部市	714	240	38	33.6%
11埼玉県	狭山市	504	171	49	33.9%
11埼玉県	新座市	659	201	41	30.5%
11埼玉県	熊谷市	681	166	27	24.4%
11埼玉県	久喜市	403	160	8	39.7%
11埼玉県 集計		30,527	9,938	2,018	32.6%
12千葉県	千葉県	4,150	1,361	266	32.8%
12千葉県	千葉市	5,977	1,837	544	30.7%
12千葉県	市川市	2,861	882	146	30.8%
12千葉県	船橋市	3,177	963	212	30.3%
12千葉県	松戸市	2,510	679	135	27.1%
12千葉県	柏市	2,045	720	115	35.2%
12千葉県	市原市	690	189	24	27.4%
12千葉県	佐倉市	516	133	24	25.8%
12千葉県	八千代市	839	304	103	36.2%
12千葉県	我孫子市	426	105	38	24.6%
12千葉県	浦安市	1,484	433	123	29.2%
12千葉県	木更津市	352	110	15	31.3%
12千葉県	流山市	745	367	24	49.3%
12千葉県	習志野市	864	331	41	38.3%
12千葉県	成田市	885	331	24	37.4%
12千葉県 集計		27,521	8,745	1,834	31.8%
13東京都	東京都	39,132	12,980	3,469	33.2%
13東京都	千代田区	6,450	1,760	941	27.3%
13東京都	中央区	7,860	2,237	1,034	28.5%
13東京都	港区	8,997	2,637	1,227	29.3%
13東京都	新宿区	8,068	2,257	944	28.0%
13東京都	文京区	4,235	1,155	384	27.3%
13東京都	台東区	6,694	1,789	642	26.7%
13東京都	北区	2,869	912	221	31.8%
13東京都	荒川区	2,126	639	184	30.1%
13東京都	品川区	4,620	1,409	435	30.5%
13東京都	目黒区	3,148	890	218	28.3%
13東京都	大田区	6,291	1,926	411	30.6%
13東京都	世田谷区	6,865	2,023	363	29.5%
13東京都	渋谷区	7,172	1,858	632	25.9%
13東京都	中野区	2,820	821	174	29.1%
13東京都	杉並区	3,776	1,088	236	28.8%
13東京都	豊島区	4,848	1,287	565	26.5%
13東京都	板橋区	4,166	1,195	234	28.7%
13東京都	練馬区	3,913	1,243	252	31.8%
13東京都	墨田区	4,416	1,432	348	32.4%
13東京都	江東区	4,787	1,436	396	30.0%
13東京都	足立区	3,613	1,137	258	31.5%
13東京都	葛飾区	2,442	746	248	30.5%
13東京都	江戸川区	4,259	1,121	375	26.3%
13東京都	八王子市	3,623	999	314	27.6%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置※台数 (C)	設置率 (B/A)
13東京都	町田市	2,030	612	148	30.1%
13東京都	日野市	815	272	80	33.4%
13東京都	立川市	1,705	512	116	30.0%
13東京都	府中市	1,744	502	127	28.8%
13東京都	調布市	1,559	563	137	36.1%
13東京都	三鷹市	1,178	381	97	32.3%
13東京都	武蔵野市	1,617	489	145	30.2%
13東京都	国分寺市	733	252	69	34.4%
13東京都	西東京市	1,014	288	83	28.4%
13東京都 集計		169,585	50,848	15,507	30.0%
14神奈川県	神奈川県	4,264	1,162	152	27.3%
14神奈川県	横浜市	28,459	8,497	3,367	29.9%
14神奈川県	川崎市	11,990	3,968	712	33.1%
14神奈川県	横須賀市	1,894	465	118	24.6%
14神奈川県	藤沢市	2,520	840	163	33.3%
14神奈川県	相模原市	3,855	1,060	172	27.5%
14神奈川県	鎌倉市	885	254	43	28.7%
14神奈川県	厚木市	1,654	451	150	27.3%
14神奈川県	平塚市	1,224	353	88	28.8%
14神奈川県	小田原市	840	246	35	29.3%
14神奈川県	秦野市	495	147	48	29.7%
14神奈川県	茅ヶ崎市	809	292	50	36.1%
14神奈川県	大和市	1,514	379	73	25.0%
14神奈川県 集計		60,403	18,114	5,171	30.0%
15新潟県	新潟県	1,976	502	72	25.4%
15新潟県	新潟市	3,259	819	239	25.1%
15新潟県	長岡市	872	203	41	23.3%
15新潟県	三条市	296	58	16	19.6%
15新潟県	新発田市	195	33	3	16.9%
15新潟県	柏崎市	166	46	2	27.7%
15新潟県	上越市	404	108	15	26.7%
15新潟県 集計		7,168	1,769	388	24.7%
16富山県	富山県	1,186	366	74	30.9%
16富山県	富山市	1,848	524	113	28.4%
16富山県	高岡市	496	118	21	23.8%
16富山県 集計		3,530	1,008	208	28.6%
17石川県	石川県	591	199	58	33.7%
17石川県	金沢市	2,798	675	187	24.1%
17石川県	七尾市	237	40	10	16.9%
17石川県	小松市	316	95	15	30.1%
17石川県	白山市	228	58	3	25.4%
17石川県	野々市市	196	45	5	23.0%
17石川県	加賀市	409	55	20	13.4%
17石川県 集計		4,775	1,167	298	24.4%
18福井県	福井県	1,529	410	78	26.8%
18福井県	福井市	1,478	307	90	20.8%
18福井県 集計		3,007	717	168	23.8%
19山梨県	山梨県	1,899	545	104	28.7%
19山梨県	甲府市	933	214	69	22.9%
19山梨県 集計		2,832	759	173	26.8%
20長野県	長野県	3,761	1,054	243	28.0%
20長野県	長野市	1,436	373	110	26.0%
20長野県	松本市	1,102	308	134	27.9%
20長野県	上田市	477	132	30	27.7%
20長野県 集計		6,776	1,867	517	27.6%
21岐阜県	岐阜県	3,421	880	167	25.7%
21岐阜県	岐阜市	2,420	471	132	19.5%
21岐阜県	大垣市	538	114	22	21.2%
21岐阜県	各務原市	403	118	24	29.3%
21岐阜県 集計		6,782	1,583	345	23.3%
22静岡県	静岡県	5,622	1,427	297	25.4%
22静岡県	静岡市	3,841	1,165	229	30.3%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置*台数 (C)	設置率 (B/A)
22静岡県	浜松市	3,101	856	193	27.6%
22静岡県	沼津市	1,059	263	51	24.8%
22静岡県	富士市	723	201	22	27.8%
22静岡県	富士宮市	263	89	23	33.8%
22静岡県	焼津市	311	99	22	31.8%
22静岡県 集計		14,920	4,100	837	27.5%
23愛知県	愛知県	12,232	3,579	758	29.3%
23愛知県	名古屋市	25,946	7,217	2,002	27.8%
23愛知県	豊橋市	1,174	319	89	27.2%
23愛知県	豊田市	1,780	500	135	28.1%
23愛知県	岡崎市	1,129	355	100	31.4%
23愛知県	一宮市	1,264	320	79	25.3%
23愛知県	春日井市	1,162	321	81	27.6%
23愛知県 集計		44,687	12,611	3,244	28.2%
24三重県	三重県	2,037	582	117	28.6%
24三重県	四日市市	1,296	344	109	26.5%
24三重県	津市	965	309	66	32.0%
24三重県	鈴鹿市	530	139	25	26.2%
24三重県	松阪市	366	94	19	25.7%
24三重県	桑名市	479	130	19	27.1%
24三重県 集計		5,673	1,598	355	28.2%
25滋賀県	滋賀県	1,284	358	34	27.9%
25滋賀県	大津市	1,499	383	72	25.6%
25滋賀県	彦根市	363	111	23	30.6%
25滋賀県	長浜市	242	75	12	31.0%
25滋賀県	近江八幡市	186	37	2	19.9%
25滋賀県	草津市	857	216	33	25.2%
25滋賀県	守山市	297	100	25	33.7%
25滋賀県	東近江市	212	52	5	24.5%
25滋賀県 集計		4,940	1,332	206	27.0%
26京都府	京都府	3,018	964	116	31.9%
26京都府	京都市	13,821	4,567	882	33.0%
26京都府	宇治市	617	170	20	27.6%
26京都府 集計		17,456	5,701	1,018	32.7%
27大阪府	大阪府	5,828	1,629	348	28.0%
27大阪府	大阪市	43,671	12,194	3,451	27.9%
27大阪府	堺市	4,077	1,287	251	31.6%
27大阪府	東大阪市	3,092	816	167	26.4%
27大阪府	豊中市	2,922	923	213	31.6%
27大阪府	吹田市	3,553	1,180	257	33.2%
27大阪府	高槻市	1,473	566	114	38.4%
27大阪府	守口市	940	267	55	28.4%
27大阪府	枚方市	1,704	549	105	32.2%
27大阪府	八尾市	1,127	306	50	27.2%
27大阪府	寝屋川市	910	288	64	31.6%
27大阪府	茨木市	1,868	606	93	32.4%
27大阪府	岸和田市	666	183	47	27.5%
27大阪府	箕面市	891	244	60	27.4%
27大阪府	門真市	621	170	32	27.4%
27大阪府	池田市	678	181	48	26.7%
27大阪府	和泉市	667	205	35	30.7%
27大阪府	羽曳野市	283	77	12	27.2%
27大阪府 集計		74,971	21,671	5,402	28.9%
28兵庫県	兵庫県	3,040	842	152	27.7%
28兵庫県	神戸市	14,829	3,867	1,102	26.1%
28兵庫県	尼崎市	2,973	782	168	26.3%
28兵庫県	姫路市	2,626	702	113	26.7%
28兵庫県	西宮市	3,541	1,080	287	30.5%
28兵庫県	伊丹市	1,012	306	84	30.2%
28兵庫県	明石市	1,512	391	88	25.9%
28兵庫県	加古川市	749	254	52	33.9%
28兵庫県	宝塚市	1,161	327	85	28.2%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置※台数 (C)	設置率 (B/A)
28兵庫県	川西市	489	149	28	30.5%
28兵庫県	三田市	508	121	26	23.8%
28兵庫県	芦屋市	937	273	62	29.1%
28兵庫県	高砂市	212	59	20	27.8%
28兵庫県 集計		33,589	9,153	2,267	27.2%
29奈良県	奈良県	2,271	620	101	27.3%
29奈良県	奈良市	1,857	582	137	31.3%
29奈良県	橿原市	503	123	25	24.5%
29奈良県	生駒市	411	129	31	31.4%
29奈良県 集計		5,042	1,454	294	28.8%
30和歌山県	和歌山県	1,642	480	74	29.2%
30和歌山県	和歌山市	1,829	500	110	27.3%
30和歌山県 集計		3,471	980	184	28.2%
31鳥取県	鳥取県	363	88	10	24.2%
31鳥取県	鳥取市	632	187	33	29.6%
31鳥取県	米子市	609	184	37	30.2%
31鳥取県	倉吉市	143	34	3	23.8%
31鳥取県 集計		1,747	493	83	28.2%
32島根県	島根県	635	175	12	27.6%
32島根県	松江市	880	226	34	25.7%
32島根県	出雲市	330	132	9	40.0%
32島根県 集計		1,845	533	55	28.9%
33岡山県	岡山県	873	318	44	36.4%
33岡山県	岡山市	4,250	1,316	188	31.0%
33岡山県	倉敷市	1,413	464	61	32.8%
33岡山県	津山市	279	90	20	32.3%
33岡山県	玉野市	113	31	2	27.4%
33岡山県	総社市	119	44	7	37.0%
33岡山県	新見市	28	7	0	25.0%
33岡山県	笠岡市	116	35	5	30.2%
33岡山県 集計		7,191	2,305	327	32.1%
34広島県	広島県	1,430	416	72	29.1%
34広島県	広島市	11,294	2,888	700	25.6%
34広島県	呉市	1,039	217	47	20.9%
34広島県	三原市	307	63	11	20.5%
34広島県	尾道市	384	124	9	32.3%
34広島県	福山市	1,775	508	102	28.6%
34広島県	東広島市	652	160	23	24.5%
34広島県	廿日市市	464	122	28	26.3%
34広島県 集計		17,345	4,498	992	25.9%
35山口県	山口県	784	253	31	32.3%
35山口県	下関市	1,152	277	48	24.0%
35山口県	山口市	795	251	55	31.6%
35山口県	宇部市	656	195	30	29.7%
35山口県	周南市	576	166	35	28.8%
35山口県	防府市	325	71	17	21.8%
35山口県	萩市	106	22	5	20.8%
35山口県	岩国市	428	108	11	25.2%
35山口県 集計		4,822	1,343	232	27.9%
36徳島県	徳島県	1,379	416	31	30.2%
36徳島県	徳島市	1,770	423	93	23.9%
36徳島県 集計		3,149	839	124	26.6%
37香川県	香川県	1,847	529	78	28.6%
37香川県	高松市	2,830	702	179	24.8%
37香川県 集計		4,677	1,231	257	26.3%
38愛媛県	愛媛県	1,519	392	39	25.8%
38愛媛県	松山市	3,838	956	173	24.9%
38愛媛県	今治市	553	129	17	23.3%
38愛媛県	新居浜市	429	96	7	22.4%
38愛媛県	西条市	278	70	1	25.2%
38愛媛県 集計		6,617	1,643	237	24.8%
39高知県	高知県	991	292	46	29.5%

都道府県	特定行政庁	全報告台数 (A)	設置台数 (B)	うち、任意設置※台数 (C)	設置率 (B/A)
39高知県	高知市	2,155	478	115	22.2%
39高知県 集計		3,146	770	161	24.5%
40福岡県	福岡県	7,689	2,364	212	30.7%
40福岡県	福岡市	19,850	5,834	1,520	29.4%
40福岡県	北九州市	6,841	2,253	853	32.9%
40福岡県	久留米市	1,712	474	118	27.7%
40福岡県	大牟田市	468	122	23	26.1%
40福岡県 集計		36,560	11,047	2,726	30.2%
41佐賀県	佐賀県	1,559	582	96	37.3%
41佐賀県	佐賀市	1,068	370	94	34.6%
41佐賀県 集計		2,627	952	190	36.2%
42長崎県	長崎県	1,748	476	100	27.2%
42長崎県	長崎市	3,232	880	276	27.2%
42長崎県	佐世保市	1,258	421	189	33.5%
42長崎県 集計		6,238	1,777	565	28.5%
43熊本県	熊本県	1,678	449	67	26.8%
43熊本県	熊本市	4,801	1,559	331	32.5%
43熊本県	八代市	287	79	13	27.5%
43熊本県	天草市	165	51	13	30.9%
43熊本県 集計		6,931	2,138	424	30.8%
44大分県	大分県	696	204	54	29.3%
44大分県	大分市	2,860	800	94	28.0%
44大分県	別府市	994	260	44	26.2%
44大分県	中津市	224	61	0	27.2%
44大分県	日田市	211	62	23	29.4%
44大分県	佐伯市	123	42	15	34.1%
44大分県	宇佐市	84	26	4	31.0%
44大分県 集計		5,192	1,455	234	28.0%
45宮崎県	宮崎県	549	204	27	37.2%
45宮崎県	宮崎市	2,276	840	354	36.9%
45宮崎県	都城市	434	127	2	29.3%
45宮崎県	延岡市	357	106	20	29.7%
45宮崎県	日向市	105	37	4	35.2%
45宮崎県 集計		3,721	1,314	407	35.3%
46鹿児島県	鹿児島県	2,371	957	268	40.4%
46鹿児島県	鹿児島市	4,780	1,623	337	34.0%
46鹿児島県	霧島市	1	1	0	100.0%
46鹿児島県 集計		7,152	2,581	605	36.1%
47沖縄県	沖縄県	2,723	1,273	106	46.7%
47沖縄県	那覇市	3,404	1,148	155	33.7%
47沖縄県	浦添市	604	244	23	40.4%
47沖縄県	宜野湾市	525	247	21	47.0%
47沖縄県	沖縄市	504	232	17	46.0%
47沖縄県	うるま市	237	100	2	42.2%
47沖縄県 集計		7,997	3,244	324	40.6%
総計		741,012	216,880	53,334	29.3%

※任意設置：改修により任意で二重ブレーキが設置されたもの

中央官庁庁舎におけるエレベーターの戸開走行保護装置設置状況調査結果（令和3年4月1日時点）

建物名	エレベーター 台数 (A)	戸開走行保護装置 設置台数 (B)	うち 任意設置※台数 (C)	戸開走行保護装置 設置率 (B/A)	令和3年度 設置予定台数
中央合同庁舎第1号館	20	14	4	70.0%	0
中央合同庁舎第2号館	27	5	5	18.5%	0
中央合同庁舎第3号館	14	4	4	28.6%	0
中央合同庁舎第4号館	13	13	4	100.0%	-
中央合同庁舎第5号館	20	20	6	100.0%	-
中央合同庁舎第5号館別館	4	0	0	0.0%	0
中央合同庁舎第6号館	50	11	9	22.0%	6
中央合同庁舎第7号館	49	14	14	28.6%	2
中央合同庁舎第8号館	9	9	0	100.0%	-
財務省本庁舎	10	0	0	0.0%	0
外務省本庁舎	22	1	0	4.5%	0
防衛省市ヶ谷庁舎	70	8	0	11.4%	0
経済産業省本館	12	12	0	100.0%	-
経済産業省別館	12	2	2	16.7%	0
内閣府本庁舎	4	4	0	100.0%	-
内閣府本庁舎別館	2	0	0	0.0%	0
警察総合庁舎	4	0	0	0.0%	0
特許庁庁舎	14	8	7	57.1%	0
合計	356	125	55	35.1%	8

※任意設置：改修により任意で二重ブレーキが設置されたもの。

国会の施設におけるエレベーターの戸開走行保護装置設置状況調査結果（令和3年4月1日時点）

建物名	エレベーター 台数 (A)	戸開走行保護装置 設置台数 (B)	うち 任意設置※台数 (C)	戸開走行保護装置 設置率 (B/A)	令和3年度 設置予定台数
衆議院 国会議事堂	14	3	0	21.4%	0
衆議院 分館	4	0	0	0.0%	0
衆議院 第一別館	2	0	0	0.0%	0
衆議院 第二別館	7	0	0	0.0%	0
衆議院 議員会館	39	2	0	5.1%	0
参議院 国会議事堂	11	1	0	9.1%	3
参議院 分館	4	4	4	100.0%	-
参議院 別館	2	2	2	100.0%	-
参議院 第二別館	6	3	3	50.0%	0
参議院 議員会館	17	1	0	5.9%	0
合計	106	16	9	15.1%	3

※任意設置：改修により任意で二重ブレーキが設置されたもの。

地方公共団体の本庁舎におけるエレベーターの戸開走行保護装置設置状況調査結果（令和3年4月1日時点）

都道府県名	エレベーター 台数 (A)	戸開走行保護装置 設置台数 (B)	うち 任意設置※台数 (C)	戸開走行保護装置 設置率 (B/A)	令和3年度 設置予定台数
01 北海道	157	74	20	47.1%	3
02 青森県	51	27	5	52.9%	0
03 岩手県	48	28	12	58.3%	0
04 宮城県	55	20	11	36.4%	9
05 秋田県	40	25	6	62.5%	0
06 山形県	55	44	5	80.0%	0
07 福島県	68	45	8	66.2%	2
08 茨城県	101	50	4	49.5%	0
09 栃木県	72	34	3	47.2%	0
10 群馬県	89	30	12	33.7%	1
11 埼玉県	162	98	13	60.5%	2
12 千葉県	142	64	18	45.1%	2
13 東京都	292	203	34	69.5%	3
14 神奈川県	128	88	23	68.8%	2
15 新潟県	73	37	6	50.7%	0
16 富山県	28	11	1	39.3%	0
17 石川県	45	22	13	48.9%	0
18 福井県	45	20	3	44.4%	2
19 山梨県	28	15	3	53.6%	1
20 長野県	91	58	12	63.7%	1
21 岐阜県	74	35	12	47.3%	0
22 静岡県	81	25	17	30.9%	3
23 愛知県	139	74	23	53.2%	8
24 三重県	63	24	12	38.1%	0
25 滋賀県	48	21	16	43.8%	0
26 京都府	60	18	3	30.0%	4
27 大阪府	171	34	18	19.9%	6
28 兵庫県	121	55	20	45.5%	10
29 奈良県	50	20	4	40.0%	2
30 和歌山県	34	14	7	41.2%	0
31 鳥取県	19	13	3	68.4%	0
32 島根県	21	8	4	38.1%	0
33 岡山県	47	22	14	46.8%	2
34 広島県	71	42	13	59.2%	4
35 山口県	39	27	3	69.2%	0
36 徳島県	41	29	13	70.7%	0
37 香川県	38	22	10	57.9%	1
38 愛媛県	46	27	9	58.7%	2
39 高知県	33	30	7	90.9%	0
40 福岡県	121	68	29	56.2%	0
41 佐賀県	41	30	8	73.2%	0
42 長崎県	38	20	3	52.6%	1
43 熊本県	55	30	8	54.5%	1
44 大分県	41	34	18	82.9%	0
45 宮崎県	35	23	4	65.7%	0
46 鹿児島県	59	31	10	52.5%	0
47 沖縄県	68	46	21	67.6%	3
合計	3,424	1,815	521	53.0%	75

※任意設置：改修により任意で二重ブレーキが設置されたもの。

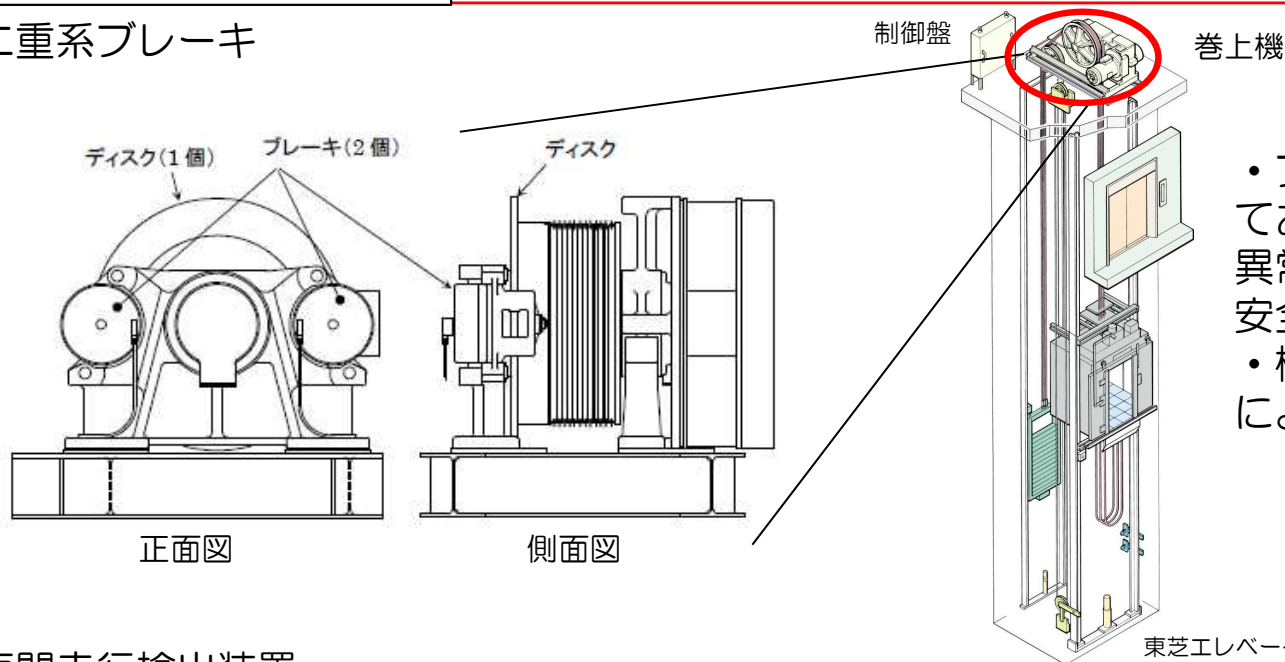
戸開走行保護装置とは

駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合や、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、自動的にかごを制止し、人の挟まれを防ぐ装置。（建築基準法施行令第129条の10第3項第1号）

※平成20年の建築基準法令の改正より義務化（施行は平成21年9月）

戸開走行保護装置の機能

①二重系ブレーキ



- ブレーキの作動スイッチを二重にしておくことで、片方の作動スイッチに異常が生じてもう片方のスイッチで安全にかごを制止・保持できる。
- 機械的に独立したブレーキ（2個）により制動力を確保

東芝エレベータ(株)より提供

②戸開走行検出装置

ドアの開閉状況を検出するかご戸・乗り場戸スイッチに加え、かごが乗場から一程距離以上移動した場合に感知する特定距離感知装置を設けることにより、戸開走行を検出する。

③通常制御プログラムから独立した安全制御プログラム

通常制御プログラムが故障しても、安全にエレベーターを制御して停止させることができる。

建物の所有者・管理者の皆様へ

あなたの建物のエレベーターは、 平成21年9月以降に設置されたものですか？

平成21年9月より前に設置されたエレベーターにも
「戸開走行保護装置」を取り付けましょう

◆戸開走行保護装置とは

エレベーターのドアが開いたまま走行したら、そのことを検知して直ちに緊急停止させる装置です。利用者が乗場のドアの枠とかごの間に挟まれる事故を防ぎ、利用者の安全を守ります。



平成18年6月に東京都港区の共同住宅で発生した高校生の死亡事故を受け、平成21年9月28日以降に設置するエレベーターには「戸開走行保護装置」の設置が義務付けられています。

一方、平成21年9月28日より前に設置されたエレベーターには、戸開走行保護装置の設置の義務はありませんが、既設エレベーターの安全性確保のために、戸開走行保護装置の積極的な取り付けをお願いいたします。

既設エレベーターへの取付けの可否、具体的な改修方法、改修期間、改修費用については、エレベーターの製造業者、保守点検業者にご相談ください。

◆安全マークの表示制度

エレベーターに「戸開走行保護装置」が設置されていることを利用者が認識できるよう、設置済みであることをマークで表示する任意の制度です。

本制度に関する詳細については、以下にお問合せください。
一般社団法人建築性能基準推進協会
電話：03-3513-7561 WEB：<http://www.seinokyo.jp/>



戸開走行保護装置設置済みマーク

◆エレベーターの安全対策に対する補助制度

所有者が実施するエレベーターの安全対策（戸開走行保護装置や地震時管制運転装置の設置、耐震補強措置等）に対して、地方公共団体が費用の一部の補助を行う制度を用意している場合がありますので、お近くの市役所等にご相談ください。

お問合せ先 国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付
電話：03-5253-8126

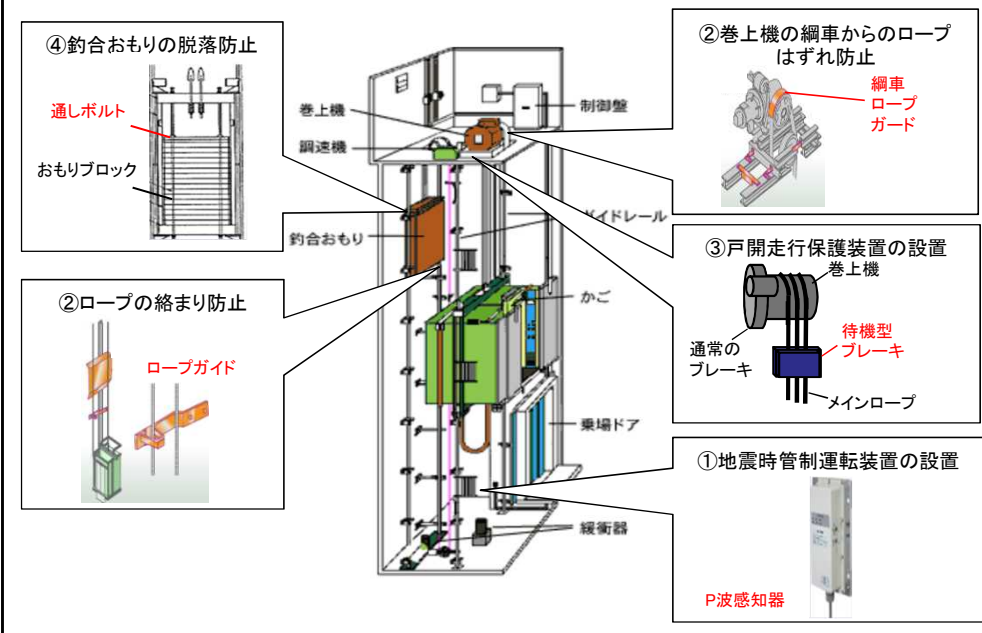
既設エレベーターの安全確保の促進(交付金・補助金)

エレベーターの防災対策改修事業(住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業)

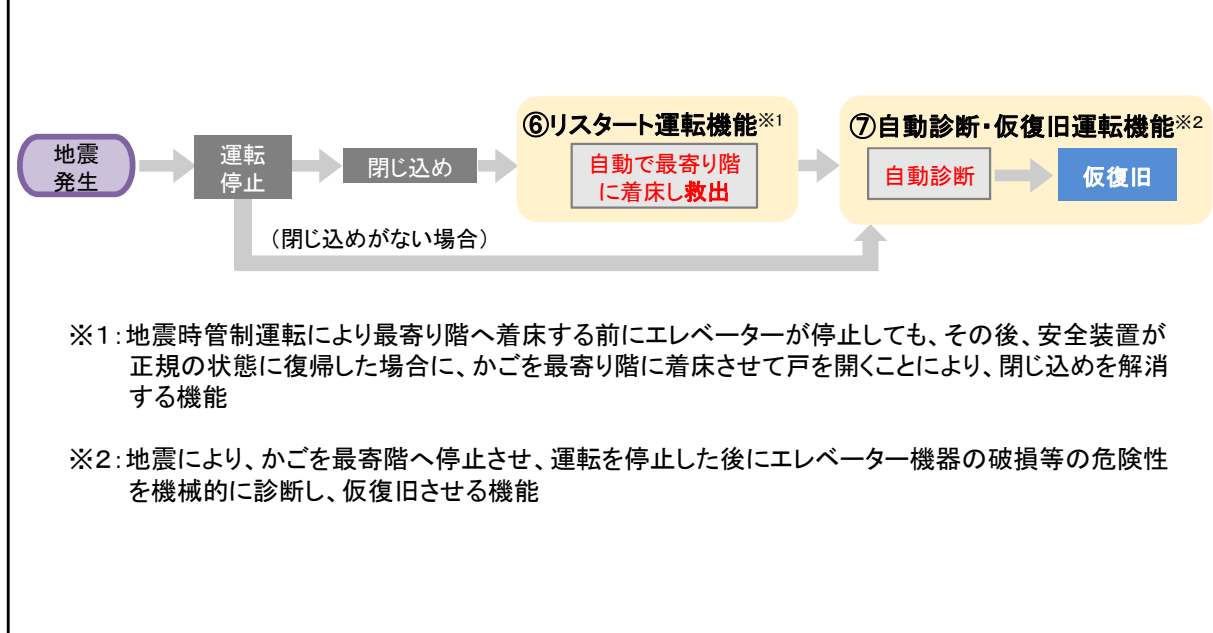
下線部は令和4年度予算における拡充事項

事業対象	補助対象 限度額	補助率	
		地方公共団体が実施	民間事業者等が実施
既設エレベーターについて行う、次に掲げる防災対策改修工事 ①地震時管制運転装置の設置(建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条の10第3項第2号関係) ②主要機器の耐震補強措置(令第129条の4第3項第3号・第4号、令第129条の7第5号、令第129条の8第1項関係) ③戸開走行保護装置の設置(令第129条の10第3項第1号関係) ④釣合おもりの脱落防止措置(令第129条の4第3項第5号関係) ⑤主要な支持部分の耐震化(令第129条の4第3項第6号関係)	950万円/台 ※令和3年度までは622万円/台	国:11.5%	国:11.5% 地方公共団体:11.5%
⑥リスタート運転機能の追加【令和4～5年度】 ⑦自動診断・仮復旧運転機能の追加【令和4～5年度】 ※地方公共団体と協定を結んだ避難場所等となる建築物のみ対象 ※事業終了後に補助を受けて実施した改修内容等を国に情報提供	300万円/台	国:11.5%	国:11.5% 地方公共団体:0% ※地方公共団体経由の補助

<防災対策改修工事のイメージ(①～⑤)>



<リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能のイメージ(⑥⑦)>



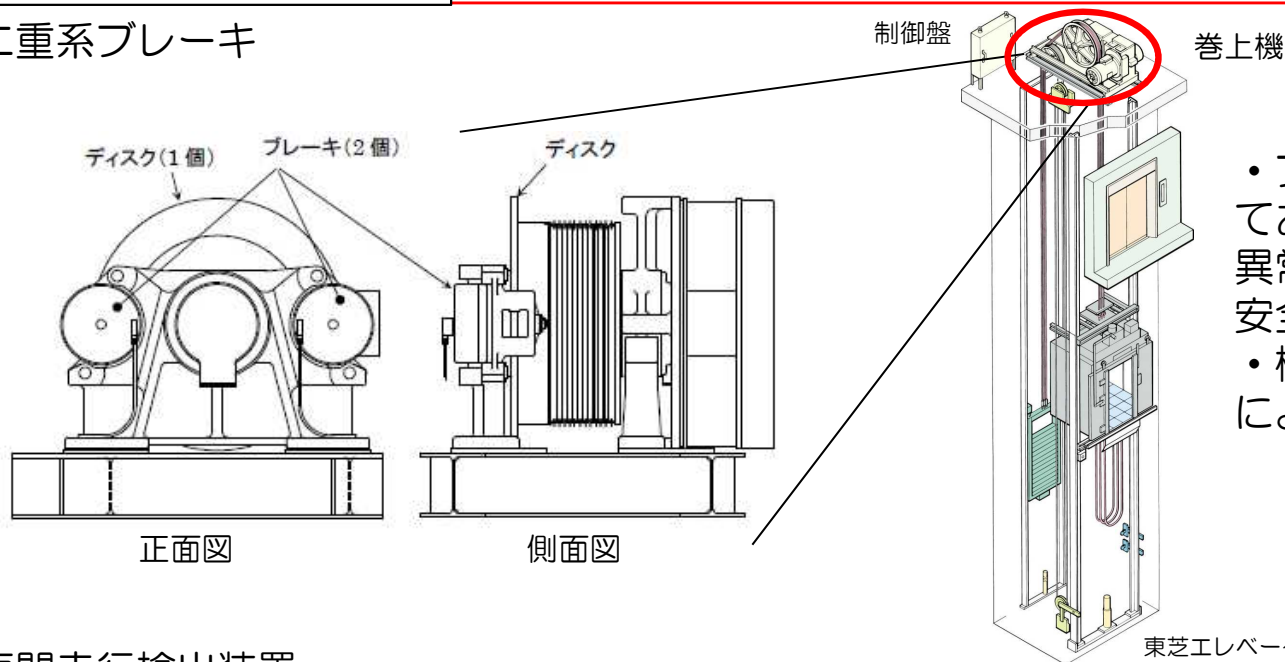
戸開走行保護装置とは

駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合や、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、自動的にかごを制止し、人の挟まれを防ぐ装置。（建築基準法施行令第129条の10第3項第1号）

※平成20年の建築基準法令の改正より義務化（施行は平成21年9月）

戸開走行保護装置の機能

①二重系ブレーキ



- ・ブレーキの作動スイッチを二重にしておくことで、片方の作動スイッチに異常が生じてもう片方のスイッチで安全にかごを制止・保持できる。
- ・機械的に独立したブレーキ（2個）により制動力を確保

東芝エレベータ(株)より提供

②戸開走行検出装置

ドアの開閉状況を検出するかご戸・乗り場戸スイッチに加え、かごが乗場から一程距離以上移動した場合に感知する特定距離感知装置を設けることにより、戸開走行を検出する。

③通常制御プログラムから独立した安全制御プログラム

通常制御プログラムが故障しても、安全にエレベーターを制御して停止させることができる。

建物の所有者・管理者の皆様へ

あなたの建物のエレベーターは、 平成21年9月以降に設置されたものですか？

平成21年9月より前に設置されたエレベーターにも
「戸開走行保護装置」を取り付けましょう

◆戸開走行保護装置とは

エレベーターのドアが開いたまま走行したら、そのことを検知して直ちに緊急停止させる装置です。利用者が乗場のドアの枠とかごの間に挟まれる事故を防ぎ、利用者の安全を守ります。



平成18年6月に東京都港区の共同住宅で発生した高校生の死亡事故を受け、平成21年9月28日以降に設置するエレベーターには「戸開走行保護装置」の設置が義務付けられています。

一方、平成21年9月28日より前に設置されたエレベーターには、戸開走行保護装置の設置の義務はありませんが、既設エレベーターの安全性確保のために、戸開走行保護装置の積極的な取り付けをお願いいたします。

既設エレベーターへの取付けの可否、具体的な改修方法、改修期間、改修費用については、エレベーターの製造業者、保守点検業者にご相談ください。

◆安全マークの表示制度

エレベーターに「戸開走行保護装置」が設置されていることを利用者が認識できるように、設置済みであることをマークで表示する任意の制度です。

本制度に関する詳細については、以下にお問合せください。
一般社団法人建築性能基準推進協会
電話：03-3513-7561 WEB：<http://www.seinokyo.jp/>



戸開走行保護装置設置済みマーク

◆エレベーターの安全対策に対する補助制度

所有者が実施するエレベーターの安全対策（戸開走行保護装置や地震時管制運転装置の設置、耐震補強措置等）に対して、地方公共団体が費用の一部の補助を行う制度を用意している場合がありますので、お近くの市役所等にご相談ください。

お問合せ先 国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付
電話：03-5253-8126

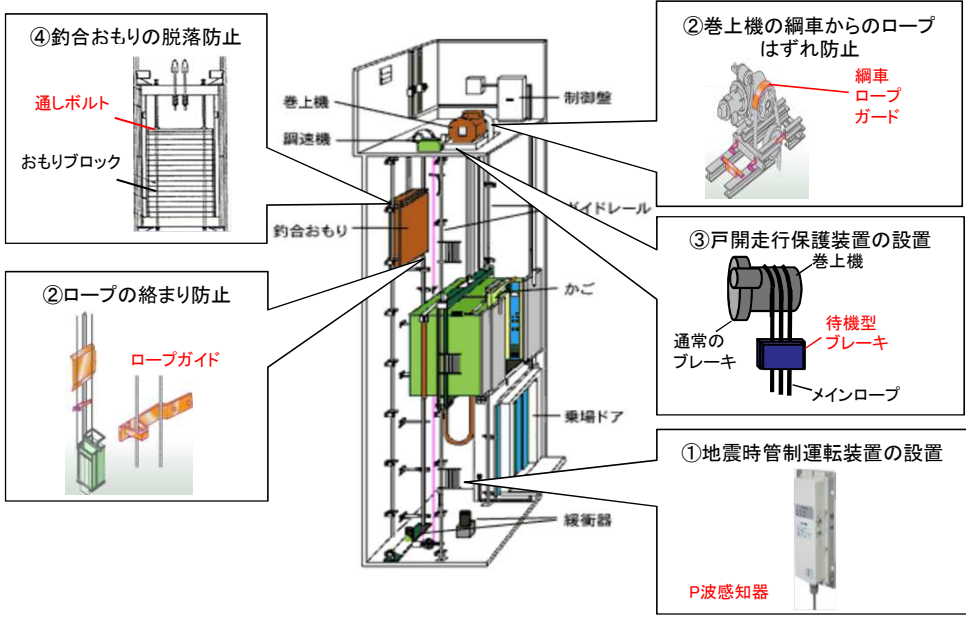
既設エレベーターの安全確保の促進(交付金・補助金)

エレベーターの防災対策改修事業(住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業)

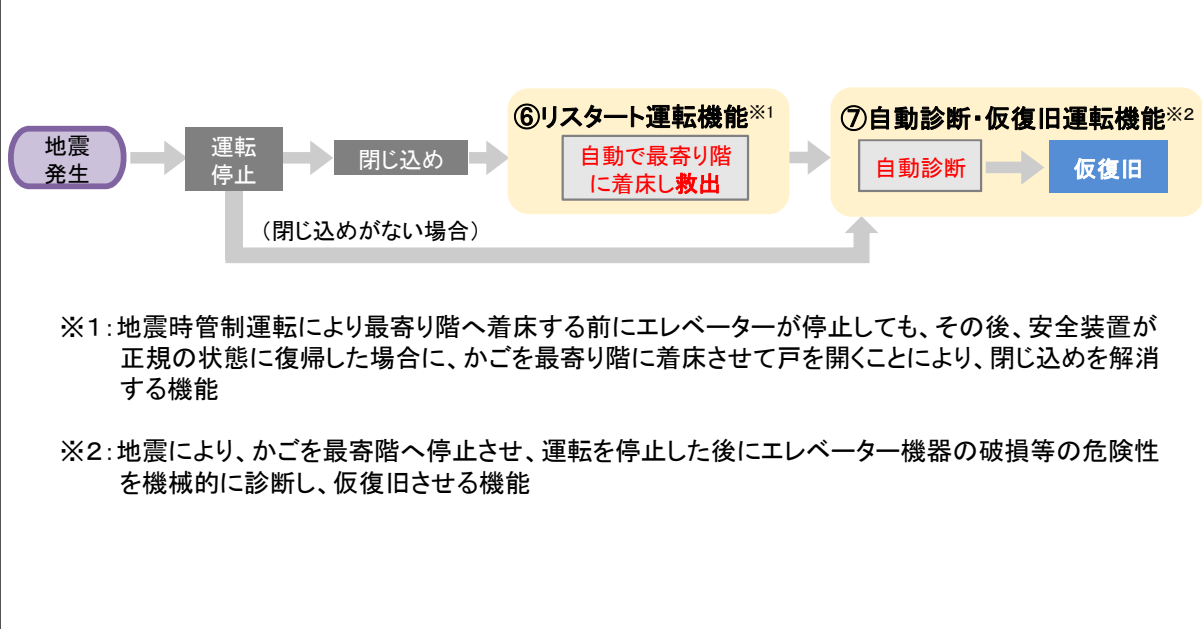
下線部は令和4年度予算における拡充事項

事業対象	補助対象 限度額	補助率	
		地方公共団体が実施	民間事業者等が実施
既設エレベーターについて行う、次に掲げる防災対策改修工事 ①地震時管制運転装置の設置(建築基準法施行令(以下「令」という。)第129条の10第3項第2号関係) ②主要機器の耐震補強措置(令第129条の4第3項第3号・第4号、令第129条の7第5号、令第129条の8第1項関係) ③戸開走行保護装置の設置(令第129条の10第3項第1号関係) ④釣合おもりの脱落防止措置(令第129条の4第3項第5号関係) ⑤主要な支持部分の耐震化(令第129条の4第3項第6号関係)	950万円/台 ※令和3年度までは622万円/台	国:11.5%	国:11.5% 地方公共団体:11.5%
⑥リスタート運転機能の追加【令和4～5年度】 ⑦自動診断・仮復旧運転機能の追加【令和4～5年度】 ※地方公共団体と協定を結んだ避難場所等となる建築物のみ対象 ※事業終了後に補助を受けて実施した改修内容等を国に情報提供	300万円/台	国:11.5%	国:11.5% 地方公共団体:0% ※地方公共団体経由の補助

<防災対策改修工事のイメージ(①～⑤)>



<リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能のイメージ(⑥⑦)>





令和 4 年 1 月 12 日

住宅局参事官（建築企画担当）付

「複数建物の連携による省エネプロジェクト 2021」を決定しました！

～令和 3 年度省エネ街区形成事業の採択～

国土交通省では、「複数建物の連携による省エネプロジェクト 2021」^{*}として 1 件のプロジェクトを採択しました。

※令和 3 年度省エネ街区形成事業に採択されたプロジェクトの略称。

- 本プロジェクトは、複数の住宅・建築物におけるエネルギーの面的利用により、エネルギー供給を最適化するエネルギーマネジメントシステムの導入等を通じて街区全体として高い省エネ性能を実現するプロジェクトに対して、国が建築工事費等の一部を支援するものです。
- 令和 3 年度省エネ街区形成事業の公募を実施した結果、1 件の採択プロジェクトを決定しました。

<表：採択プロジェクト一覧>

プロジェクト名	代表提案者
須磨海浜水族園 再整備事業	株式会社関電エネルギーソリューション

別紙：提案概要

<問い合わせ先>

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 一色 係員 壽川

電話：03-5253-8111（内線 39-429,39-458）、FAX：03-5253-1630

令和3年度省エネ街区形成事業採択プロジェクトの提案概要

No.	プロジェクト名
	代表提案者
	プロジェクトの概要
	エネルギーマネジメントの概要

1	須磨海浜水族園 再整備事業 株式会社関電エネルギーソリューション
	<ul style="list-style-type: none">・神戸市の須磨海浜公園の Park-PFI による再整備計画・飼育エリアのオルカ、イルカ、アクアライブの各棟の水槽温調・空調負荷特性に対して、3 棟間で熱融通を行うことにより熱源信頼性、省エネ性両方を満足する熱源システムを構築・温熱源は加熱負荷の高いイルカ棟に熱源を集中設置し、各棟に熱供給・熱源システムからの熱源水送水温度設定値、各棟内熱源への熱源水送水温度設定値を常に熱源プラント全体で最大効率となるようなエネルギーマネジメントシステムを導入・水のポテンシャルを最大限に活用し、水とエネルギーの効率利用による環境負荷低減、来館者・スタッフの健康性・快適性の向上、過去の被災経験を生かした生命維持・BCP 性の確保を目指す 

令和4年1月14日
住宅局住宅生産課

グリーン住宅ポイント制度の実施状況についてお知らせします！

(令和3年12月末時点)

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図るため、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やリフォーム等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを付与する「グリーン住宅ポイント制度」について、令和3年12月末時点の実施状況について公表します。

令和3年12月末時点で予算に対するポイント申請額の割合（概算）は93%となっております。

1 ポイント申請受付状況 ※ ポイント発行申請受付は令和3年12月15日をもって終了しました。

	令和3年12月	累計
新築	3,611戸	197,110戸
既存	57戸	1,241戸
リフォーム	5,029戸	135,884戸
賃貸	86戸	8,694戸
合計	8,783戸	342,929戸

2 ポイント発行状況

	令和3年12月		累計	
新築	53,200戸	208億7160万ポイント	187,264戸	726億7780万ポイント
既存	297戸	8835万ポイント	1,032戸	3億690万ポイント
リフォーム	37,962戸	38億9537.1万ポイント	113,444戸	110億2622.9万ポイント
賃貸	2,905戸	2億9050万ポイント	8,125戸	8億1250万ポイント
合計	94,364戸	251億4582.1万ポイント	309,865戸	848億2342.9万ポイント

※ ポイント発行には、申請内容の審査を行うため、一定の期間を要します。

3 参考資料

(別添1) グリーン住宅ポイント発行状況

(別添2) グリーン住宅ポイントの商品への交換状況

(別添3) グリーン住宅ポイントの追加工事への交換状況

(別添4) グリーン住宅ポイント制度の概要

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）39471（内線）、FAX：03-5253-1629

令和4年1月14日

住宅局建築指導課

「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策、
建築基準制度のあり方」のとりまとめを行います
～社会資本整備審議会第46回建築分科会、
第23回建築環境部会及び第20回建築基準制度部会合同会議を web 会議で開催～

国土交通省では、1月20日(木)に、建築分科会と、建築環境部会及び建築基準制度部会の合同会議を開催し、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策、建築基準制度のあり方」について、とりまとめを行います。

1. 開催日時 令和4年1月20日(木)

- ・第23回建築環境部会及び第20回建築基準制度部会合同会議:13:00～14:00
- ・第46回建築分科会:15:00～16:00

2. 会議方式 WEB 会議

3. 委員 別紙1～3のとおり

4. 開催方法等

- ・ 本会議は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傍聴はネット中継の視聴のみとさせていただきます。なお、本会議のネット中継は、どなたでも視聴できますので、事前の申し込み登録は不要です。
- ・ ネット中継の URL につきましては、検討会当日までに、国土交通省のホームページに掲載します。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/house05_sg_000263.html

- ・ 会議の資料・議事録は、後日、国土交通省のホームページで公開します。なお、これまでの会議資料等についても同ホームページに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s202_kenchiku01.html

【議事に関する問い合わせ先】 国土交通省住宅局建築指導課 田伏、山田、中村
TEL:03-5253-8111 (内線 39-505、39-538、39-530)、03-5253-8513(課直通)
FAX:03-5253-1630
【傍聴に関する問い合わせ先】 国土交通省住宅局建築指導課 森川、西岡、矢野
TEL:03-5253-8111 (内線 39-523、39-524、39-548)、03-5253-8513(課直通)
FAX:03-5253-1630

社会資本整備審議会 建築分科会 委員名簿

委 員	大久保恭子	(株)風代表取締役
	大橋 洋一	学習院大学法科大学院教授
	○ 大森 文彦	東洋大学法学部教授・弁護士
	谷口 守	筑波大学システム情報系社会工学域教授
	中埜 良昭	東京大学生産技術研究所教授
	野口貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
	◎ 深尾 精一	首都大学東京名誉教授
	藤田 香織	東京大学大学院工学系研究科教授
	藤田 聡	東京電機大学教授
	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院教授
臨 時 委 員	青木 義男	日本大学理工学部精密機械工学科教授
	秋元 孝之	芝浦工業大学建築学部教授
	伊香賀俊治	慶應義塾大学理工学部教授
	鎌田 崇義	東京農工大学大学院工学研究院教授
	鬼沢 良子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
	河野 守	東京理科大学教授
	後藤 美香	東京工業大学環境・社会理工学院教授
	重川希志依	常葉大学大学院環境防災研究科教授
	清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	高木 佳子	弁護士(元日弁連副会長)
	田辺 新一	早稲田大学創造理工学部建築学科教授
	中川 聡子	東京都市大学名誉教授
	中島 正愛	京都大学名誉教授
	中村美紀子	(株)住環境計画研究所主席研究員
	名取 雄司	中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長
	長谷見雄二	早稲田大学理工学術院教授
	南 一誠	芝浦工業大学建築学部教授
	本橋 健司	芝浦工業大学名誉教授

(◎ : 分科会長、○ : 分科会長代理)

社会資本整備審議会 建築分科会

建築環境部会 委員名簿

委員	大橋 洋一	学習院大学法科大学院教授
	○ 大森 文彦	東洋大学法学部教授・弁護士
	◎ 深尾 精一	首都大学東京名誉教授
臨時委員	秋元 孝之	芝浦工業大学建築学部教授
	伊香賀俊治	慶応義塾大学理工学部教授
	鬼沢 良子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
	後藤 美香	東京工業大学環境・社会理工学院教授
	清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	田辺 新一	早稲田大学創造理工学部建築学科教授
	中村美紀子	(株)住環境計画研究所主席研究員
	南 一誠	芝浦工業大学建築学部教授
専門委員	坂井 文	東京都市大学都市生活学部教授
	澤地 孝男	(一財)日本建築センター 参与・建築技術研究所副所長
	鈴木 大隆	(地独)北海道立総合研究機構 理事
	鈴木 康史	(一社)不動産協会環境委員会委員長
	高井 啓明	(一社)日本建設業連合会
		サステナブル建築専門部会主査
	高橋 健二	全国建設労働組合総連合住宅対策部長
	長澤 夏子	お茶の水女子大学准教授
	野原 文男	(株)日建設計総合研究所理事長
	林 美樹	(公社)日本建築士会連合会環境部会委員
	三浦 敏治	(一社)住宅生産団体連合会
		住宅性能向上委員会委員長
	宮原 浩輔	(一社)日本建築士事務所協会連合会理事
	安田 幸一	(公社)日本建築家協会環境会議委員

(◎ : 部会長、○ : 部会長代理)

社会資本整備審議会 建築分科会

建築基準制度部会 委員名簿

委 員	大久保恭子	(株)風代表取締役
	○ 大森 文彦	東洋大学法学部教授・弁護士
	中埜 良昭	東京大学生産技術研究所教授
	野口貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
	◎ 深尾 精一	首都大学東京名誉教授
	藤田 聡	東京電機大学教授
	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院教授
臨時委員	河野 守	東京理科大学教授
	重川希志依	常葉大学大学院環境防災研究科教授
	清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	高木 佳子	弁護士（元日弁連副会長）
	中島 正愛	京都大学名誉教授
	長谷見雄二	早稲田大学理工学術院教授
	南 一誠	芝浦工業大学建築学部教授
専門委員	青木 哲也	(一社) JBN・全国工務店協会理事・中大規模木造委員会委員長
	有吉 善則	(一社) 住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会委員長
	賀持 剛一	(一社) 日本建設業連合会建築設計委員会委員長
	齋藤 拓生	弁護士（日弁連消費者問題委員会土地住宅部会幹事）
	定行まり子	(公社) 日本建築士会連合会建築技術等部会委員
	高橋 健二	全国建設労働組合総連合住宅対策部長
	所 千夏	(公社) 日本建築家協会業務委員会委員
	榊田 洋子	桃李舎代表取締役
	宮原 浩輔	(一社) 日本建築士事務所協会連合会理事
	山崎 弘人	東京都都市整備局市街地建築部長

(◎ : 部会長、○ : 部会長代理)

令和4年1月18日
大臣官房官庁営繕部整備課
不動産・建設経済局建設業課
住宅局建築指導課

建築分野におけるB I Mの推進等を議論します
～第2回中小型B I Mモデル事業WGを開催～

国土交通省では、1月21日（金）に第2回中小型B I Mモデル事業WGを開催し、中小事業者によるB I M導入のメリット及びB I Mの導入や普及に向けた課題解決策の検証等を行う、令和3年度「B I Mを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業（中小事業者B I M試行型）」における今年度の検証結果等について議論します。

※ BIM：Building Information Modeling

コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステムのこと

記

1. 開催日時

令和4年1月21日（金）9時～12時

2. 開催方式

Web開催

3. 議題（予定）

- ・令和3年度「B I Mを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業（中小事業者B I M試行型）」における今年度の検証結果 等

4. 委員

別紙のとおり

5. 傍聴等

- ・WGはWeb開催となりますので、議題・傍聴方法等の詳細については、
下記URLをご参照ください。 <<https://bim.services.jp/>>
- ・会議資料及び議事録は、後日、以下の国土交通省ホームページに掲載します。
<<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/kenchikuBIMsuishinkaigi.html>>

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐 鈴 （内線 39-519）
資格検定係 小嶋 （内線 39-542）
代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8513 FAX：03-5253-1630

令和3年度BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業

建築分野において生産性向上や産業転換、価値創出等に資するBIMの活用を促進するため、設計・施工等のプロセスを横断してBIMを活用する試行的な建築プロジェクトにおけるBIM導入の効果等を検証する取組みを支援する。

支援対象

有識者、関係団体等から構成される建築BIM推進会議で策定された「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第1版）」（令和2年3月）に沿って、BIMを活用する試行的な建築プロジェクトについて実施される、効果検証・課題分析等の取組みに要する費用（検証に直接必要となる人件費等）を支援。

※既に実施済みのプロジェクトで改めてBIMを活用して検証するものや、増改築工事に係るプロジェクトも含む。

※プロジェクト全体の効果検証等だけでなく、その一部分（例：設計・施工等のプロセス間、又はプロセス内等）の効果検証等を含む。

補助率等

- 補助額：定額
- 成果物：検証等結果を報告書にまとめ、公表
- 補助事業の期間：原則単年度（必要に応じて複数年度も可）
- 応募資格：民間事業者等 ※検証等の対象となる建築プロジェクトの発注者等の了解を得ていることが必要

令和3年度の公募概要・スケジュール等

【A 先導事業者型】：先導性をもった事業者の中から、令和2年度に検証されていない内容であり、かつ特に発注者メリットを含む検証等を行うもの（令和3年3月10日～4月9日公募、5月26日採択公表）（応募16件、採択7件）

- ①ガイドラインに沿って行われるプロジェクトにおける、BIM活用による生産性向上や価値創出等のメリット（特に発注者メリット）の検証等
- ②関係事業者が、ガイドラインに沿ってBIMデータを受渡し等しつつ連携するにあたっての課題（特に発注者・受注者の役割分担）の分析等

【B パートナー事業者型】（注：補助対象外）：令和2年度に検証されていない内容であり、広範なメリットや課題について検証等を行い、建築BIM推進会議に連携・提言を行うもので、評価委員会にて一定の評価を受け、自らの費用負担にて事業を実施するもの（令和3年3月22日～4月23日公募、6月7日採択公表）（採択5件）

【C 中小事業者BIM試行型】：中小事業者が事業者間でグループを形成し、試行的にBIMを活用し、BIMの普及に向けた課題解決策の検証等を行うもの（令和3年4月16日～5月17日公募、7月1日採択公表）（応募24件 採択9件）

令和4年1月20日

住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）

「子育て支援型共同住宅推進事業」の募集を開始します！

～令和3年度補正予算で創設した補助事業の募集を開始～

国土交通省では、共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象に、事故防止や防犯対策などの子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修の取り組みや、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する居住者間のつながりや交流を生み出す取り組みに対する支援制度を創設しました。

本日より、当該取り組みを実施する民間事業者等の募集を開始します。

1. 子育て支援型共同住宅推進事業の概要 詳細は別添をご覧ください。

補助対象事業は以下の2つの取り組みです。

（1）子どもの安全確保に資する設備の設置に対する補助

転落防止の手すり等の設置や防犯性の高い玄関ドア等の設置など、住宅内での事故防止や不審者の侵入防止などを目的とした子どもの安全確保に資する設備の設置に対して支援します。

（2）居住者等による交流を促す施設の設置に対する補助

多目的室（キッズルーム・集会室）の設置やプレイロット（遊具・水遊び場・砂場）の設置など、居住者間や地域との交流を促す施設の設置に対して支援します。

2. 応募期間

令和4年1月20日（木）～令和4年5月31日（火）

（予算規模の上限に達した場合は応募期間を前倒して終了する場合があります）

3. 応募方法

- ・上記応募期間内に、事前審査を受けた上で事務局へ申請書をメールにて提出してください。
- ・応募要件等の詳細については、交付申請等要領をご覧ください。
- ・交付申請等要領・申請様式は、以下URLより入手してください。

【事務局】子育て支援型共同住宅推進事業事務局

URL: <https://www.vmi.co.jp/jpn/consulting/seminar/2022/R3house.html>

4. 参考資料

別添）子育て支援型共同住宅推進事業の概要

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 八木下、山口

TEL：03-5253-8111（内線：39954、39953）、03-5253-8509（直通）、FAX：03-5253-1628

子育て支援型共同住宅推進事業（概要）

事業の要旨

共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象とした以下の取組を支援することにより、子どもと親の双方にとって健やかに子育てできる環境の整備を進める。

- ・事故防止や防犯対策などの子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修
- ・子育て期の親同士の交流機会の創出のため、居住者間のつながりや交流を生み出す施設の設置

事業の概要

○補助対象となる共同住宅

賃貸住宅の新築（賃貸住宅建設型）・改修（賃貸住宅改修型）、分譲マンションの改修（マンション改修型）

○補助対象事業

①「子どもの安全確保に資する設備の設置（下記表参照）」に対する補助：新築1/10、改修1/3（上限100万/戸）

②上記①と併せて、「居住者等による交流を促す施設（※）の設置」に対する補助：新築1/10、改修1/3（上限500万）

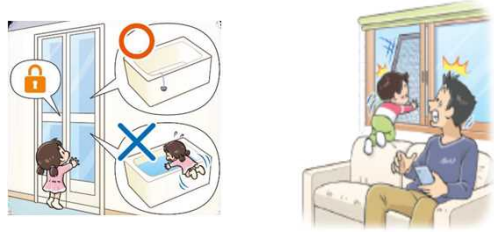
※交流場所として利用できる多目的室〔キッズルーム・集会室〕の設置、プレイロット〔遊具・水遊び場・砂場〕の設置、家庭菜園・交流用ベンチの設置

注：賃貸住宅の新築に対する補助の際は、上記②を必須とする

補助対象のイメージ

●子どもの安全確保に資する設備

浴室扉への外鍵設置や窓からの転落防止



●交流を促す施設

交流場所として利用できる多目的室や、プレイロットを設置



子どもの安全確保に資する設備の設置（案）

※新築は全項目実施必須／改修は⑥・⑫・⑮・⑯・⑰の事項の実施必須

目的		取り組み事項（補助対象）
視点	配慮テーマ	
住宅内での事故防止	(1) 衝突による事故を防止する	① 造りつけ家具の出隅等の衝突事故防止工事（面取り加工） ② ドアストッパー又はドアクローザーの設置
	(2) 転倒による事故を防止する	③ 転倒による事故防止工事（洗面・脱衣室の床はクッション床） ④ 人感センサー付玄関照明設置 ⑤ 足元灯等の設置
	(3) 転落による事故を防止する（バルコニー・窓などからの転落防止）	⑥ 転落防止の手すり等の設置
	(4) ドアや窓での指つめ・指はさみを防止する	⑦ ドアや扉へ指詰め防止工事
	(5) 危険な場所への進入や閉じ込みを防止する	⑧ 子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵の設置 ⑨ チャイルドフェンス等の設置
	(6) 感電や火傷を防止する	⑩ シャッター付コンセント等の設置 ⑪ 火傷防止用カバー付き水栓、サーモスタット式水栓等の設置 ⑫ ファイルトップや立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置
子どもの様子の見守り	(7) 子どもの様子を把握しやすい間取りとする	⑬ 対面形式のキッチンの設置 ⑭ 子供を見守れる間取りへの工事（キッチンに面したリビング）
不審者の侵入防止	(8) 不審者の侵入を防止する	⑮ 防犯性の高い玄関ドア等の設置 ⑯ 防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置 ⑰ 防犯カメラ設置（録画機能のあるカメラ付きインターホン設置を含む）
災害への備え	(9) 災害時の避難経路の安全を確保する	⑱ 家具の転倒防止措置のための下地処理工事 ⑲ 避難動線確保工事

子育て支援型共同住宅推進事業（事業要件・交付申請者）

事業の要件

	賃貸住宅建設型	賃貸住宅改修型	マンション改修型
①	賃貸住宅の入居者（世帯）又は分譲マンションの居住者が、子育て世帯（※1）であること（※2）。 ※1 小学生以下の子どもを養育している世帯 ※2 賃貸住宅においては、募集開始から3か月間は子育て世帯に限定して入居者募集を行うこと。3か月以上の間、入居者を確保できない場合は、子育て世帯以外の者を入居させることができる。		
②	住戸の専有部分が40㎡以上であること。		
③	対象住戸を含む建物は新耐震基準に適合していること。		
④	建物の所在地が土砂災害特別区域に該当しないこと。		
⑤	住宅が省エネ基準に適合していること。		
⑥	上記①～⑤の要件を満たし、かつ「子どもの安全確保に資する設備の設置」を整備する住戸が1棟当たり5戸以上であること。		
⑦	「居住者等による交流を促す施設」を整備する場合、上記①～③の要件を満たし、かつ「子どもの安全確保に資する設備の設置」の実施必須事項の整備水準を満たす住戸が1棟当たり5戸以上であること。		

補助を受ける者（交付申請者）

	賃貸住宅建設型	賃貸住宅改修型	マンション改修型
交付申請者	賃貸住宅所有者（オーナー）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅所有者（オーナー） ・サブリース事業者（賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合） ・賃借人（自身が子育て世帯であり、かつ賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分所有者（自身が子育て世帯である居住者） ・マンション管理組合

令和4年1月28日
大臣官房官庁営繕部整備課
不動産・建設経済局建設業課
住宅局建築指導課

建築分野におけるBIMの推進等を議論します
～第3回・第4回先導型BIMモデル事業WGを開催～

2月2日（水）に第3回、同4日（金）に第4回先導型BIM^{※1}モデル事業WGを開催し、ガイドライン^{※2}に沿ってBIMを活用する試行的な建築プロジェクトを支援する国土交通省のモデル事業^{※3}における今年度の検証結果等について議論します。

※1 BIM： Building Information Modeling

コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステムのこと

※2 「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第1版）」（令和2年3月）

※3 令和3年度「BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」

記

1. 開催日時

第3回 令和4年2月2日（水）9時～12時

第4回 令和4年2月4日（金）9時～12時

2. 開催方式

Web開催

3. 議題（予定）

・令和3年度「BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業（令和2年度からの継続事業者・先導事業者型・パートナー事業者型）」における今年度の検証結果 等

4. 委員

別紙のとおり

5. 傍聴等

・全16事業を2回に分けて議論します。WGはいずれもWeb開催となりますので、議題・傍聴方法等の詳細については、下記URLをご参照ください。

<<https://bim.services.jp/>>

・会議資料及び議事録は、後日、以下の国土交通省ホームページに掲載します。

<<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/kenchikuBIMsuishinkaigi.html>>

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐 鈴（内線 39-519）

資格検定係 小嶋（内線 39-542）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8513 FAX：03-5253-1630

令和3年度BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業

建築分野において生産性向上や産業転換、価値創出等に資するBIMの活用を促進するため、設計・施工等のプロセスを横断してBIMを活用する試行的な建築プロジェクトにおけるBIM導入の効果等を検証する取組みを支援する。

支援対象

有識者、関係団体等から構成される建築BIM推進会議で策定された「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第1版）」（令和2年3月）に沿って、BIMを活用する試行的な建築プロジェクトについて実施される、効果検証・課題分析等の取組みに要する費用（検証に直接必要となる人件費等）を支援。

※既に実施済みのプロジェクトで改めてBIMを活用して検証するものや、増改築工事に係るプロジェクトも含む。

※プロジェクト全体の効果検証等だけでなく、その一部分（例：設計・施工等のプロセス間、又はプロセス内等）の効果検証等を含む。

補助率等

- 補助額：定額
- 成果物：検証等結果を報告書にまとめ、公表
- 補助事業の期間：原則単年度（必要に応じて複数年度も可）
- 応募資格：民間事業者等 ※検証等の対象となる建築プロジェクトの発注者等の了解を得ていることが必要

令和3年度の公募概要・スケジュール等

【A 先導事業者型】：先導性をもった事業者の中から、**令和2年度に検証されていない内容**であり、かつ**特に発注者メリットを含む検証等**を行うもの（令和3年3月10日～4月9日公募、5月26日採択公表）（応募16件、採択7件）

- ①ガイドラインに沿って行われるプロジェクトにおける、BIM活用による生産性向上や価値創出等のメリット（特に発注者メリット）の検証等
- ②関係事業者が、ガイドラインに沿ってBIMデータを受渡し等しつつ連携するにあたっての課題（特に発注者・受注者の役割分担）の分析等

【B パートナー事業者型】（注：補助対象外）：令和2年度に検証されていない内容であり、広範なメリットや課題について検証等を行い、**建築BIM推進会議に連携・提言**を行うもので、評価委員会にて一定の評価を受け、**自らの費用負担にて事業を実施**するもの（令和3年3月22日～4月23日公募、6月7日採択公表）（採択5件）

【C 中小事業者BIM試行型】：中小事業者が事業者間でグループを形成し、試行的にBIMを活用し、BIMの普及に向けた課題解決策の検証等を行うもの（令和3年4月16日～5月17日公募、7月1日採択公表）（応募24件 採択9件）